

おいらせ町ホームページリニューアル業務
仕様書

令和 8 年 8 月

おいらせ町 総務課

【目次】

1. ホームページリニューアル業務の基本方針.....	4
1.1 業務名.....	4
1.2 業務概要.....	4
1.3 業務の範囲.....	6
1.4 契約期間・スケジュールなど.....	6
1.5 履行場所.....	6
1.6 対象サイト.....	7
1.7 移行対象ページ数.....	7
2. システム動作環境要件.....	7
2.1 ホームページの稼働に関する要件.....	7
2.2 動作環境に関する要件.....	8
2.3 ソフトウェアに関する要件.....	8
2.4 ネットワークに関する要件.....	8
2.5 セキュリティ対策に関する要件.....	8
2.6 CMS の稼働に関する要件.....	9
2.7 その他の要件.....	9
3. 構築に関する基本要件.....	9
3.1 開発要件.....	9
3.2 システムの基本要件.....	9
3.3 システムの機能要件.....	11
3.4 アクセシビリティ対応.....	11
3.5 コンサルティング.....	12
3.6 サイト設計.....	12
3.7 新規コンテンツの作成.....	13
3.8 デザイン作成.....	13
3.9 外部 ASP の導入.....	14
4. データ移行に関する要件.....	14
4.1 移行対象.....	14
4.2 移行の基本要件.....	14
4.3 移行後の検証.....	15
5. 職員支援に関する要件.....	15
5.1 アクセシビリティガイドラインの作成.....	15
5.2 CMS 操作マニュアルの作成.....	15
5.3 CMS 操作研修会の実施.....	16
6. サービス提供に関する要件.....	17
6.1 保守要件.....	17

7. 納品.....	18
7.1 成果物の納品	18
8. その他留意事項	19
8.1 機密保護	19
8.2 打ち合わせ、および連絡調整.....	19
8.3 再委託	19
8.4 契約不適合責任	19
8.5 権利の帰属.....	20
8.6 追加提案	20
8.7 協議	20

1. ホームページリニューアル業務の基本方針

1.1 業務名

おいらせ町ホームページリニューアル業務

1.2 業務概要

1.2.1 現行ホームページにおける現状

おいらせ町ホームページは、平成25年度にリニューアルを行い、開設以降13年が経過している。その間、パソコン、スマートフォン、タブレット等の閲覧環境は多様化し、コンテンツ数の増加やジャンル構成の複雑化、デザインの経年劣化により、必ずしも分かりやすく、見やすいサイト構成とは言えない現状となっている。また、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運営の負担が増大し、適切な維持管理が困難な状況にある。特に、カテゴリ分類やリンク・ナビゲーションが適切に整理されておらず、情報が点在し、必要な情報にたどり着けない反面、古い情報はいつまでも掲載されているという現状がある。さらに、インターネット利用の普及により、町民をはじめとする多くの利用者が容易に本サイトを閲覧できるようになったことから、高齢者や障がい者を含め、誰もが当町ホームページの情報や機能を支障なく利用できるよう、より深い配慮が求められている。また、町政情報や災害時の情報発信、観光・移住に関する案内など、発信すべき情報の範囲も拡大し、より的確かつ迅速な情報提供の重要性が高まっている。

このような背景を踏まえ、現行サイトの課題を解決し、利用者にとってより利便性の高いホームページへと再構築する必要がある。

1.2.2 基本理念(目指すホームページ像)

当町ホームページの現状をふまえ、以下の基本理念に沿ってリニューアルすること。

(1) 必要な情報に素早くたどり着けるシンプルなデザイン構成

利用者が求める情報を的確に提供できるよう、整理されたカテゴリ分類やわかりやすいナビゲーションを導入する。検索機能を強化し、目的の情報へスムーズにアクセスできる仕組みを構築する。

(2) 災害対応

災害時にも迅速、かつ的確に情報を発信できるような機能を構築する。

(3) ユーザビリティの向上

パソコン、スマートフォン、タブレットなどあらゆる端末で快適に閲覧できるレスポンシブデザインを採用し、使いやすいユーザーインターフェースを提供する。また、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいアクセシビリティの向上を目指す。

1.2.3 基本方針

本業務は、現行サイトの調査・分析、CMS の導入構築、デザインやテンプレートの作成、各種マニュアル や ガイドラインの作成、CMS操作研修の実施、リニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。なお、システムの動作環境はインターネットクラウドサービスの利用を想定している。

(1) 現行サイトの問題・弱点の抽出と改善

現行サイトの分析や既存コンテンツの見直しを行い、改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること。

(2) 閲覧者が目的の情報に即座にたどり着くための機能

カテゴリ分類、ジャンル、メニューなどで構成するナビゲーションやデザインだけに頼らず、即座に目的の情報にたどり着くために工夫されたメニュー、カテゴリ構成、誘導方法を提案すること。

(3) デザインについて

ユーザビリティに配慮したシンプルデザインコンテンツの作成支援をすること。また、「おいらせ町らしさ」を感じられるデザインとすること。ホームページの閲覧環境がスマートフォンやタブレット端末へ変化しているため、最適化されたデザインとすること。

(4) 作業・操作効率の向上

記事ページ作成についての専門知識、技術を持たない職員でも、操作画面やメニューの構成が分かりやすく、アクセシビリティに配慮されたページを容易に編集可能な CMS を導入すること。

(5) セキュリティ対策、災害時・緊急時の情報発信力の強化

必要十分なセキュリティ対策がされ、安全性の確保・向上が期待できるサイトを構築すること。また、災害など緊急事態情報を的確にいち早く発信できるような機能などを有し、庁外からの更新など緊急対応に備えられるようにすること。今後町民にとって重大な事案が発生した場合において、当該関連情報専用ページやトップページに情報掲載エリアを迅速に掲載できるよう、即座に平常時の情報を表示できる機能を有するなど、重要な情報発信に柔軟に対応でき、わかりやすく発信できるよう構築すること。

同報系防災行政無線や八戸市安全・安心情報メール配信サービス「ほっとスルメール (<https://anshin.city.hachinohe.aomori.jp/anshinPub/index.html>)」、「青森県総合防災情報システム(あおもり防災ポータル(<https://aomori-bousai.my.salesforce-sites.com>)))」などのウェブサイト・システムとの連携を強化したホームページを構築し、将来的に新しいシステムとの連携が必要となった場合でも保守・運用支援の業務委託費用内で実施すること。

(6) 拡張性と柔軟性を有した保守運用形態

運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えらるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策などの定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応をできる限り行うこと。アクセシビリティに配慮したサイト構築・運用形態とすること。

1.3 業務の範囲

本業務では、上記の課題などを解消することを目的に、CMS の導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員の CMS 操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかる全般的な作業を行うこと。項目は以下のとおりである。

- (1) 現行サイトの調査・分析と問題箇所・弱点の抽出
- (2) デザイン、カテゴリ再分類などのサイト設計、アクセシビリティ対策、SEOなど、上記(1)で抽出した問題箇所・弱点の改善
- (3) 当町の要求仕様を満たす CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- (4) ページテンプレートの設計・制作
- (5) 新規コンテンツの作成
- (6) 現行サイトから新システムへのデータ移行
- (7) 各種マニュアル、各種ガイドラインなど、ドキュメント類の作成
- (8) CMS 操作研修(職員及び管理者向け)の実施
- (9) コンサルティング

1.4 契約期間・スケジュールなど

- (1) ホームページリニューアルに係る導入業務の委託契約期間
契約締結の翌日から令和 9 年 10 月 31 日まで
- (2) 委託契約の締結・業務の開始
令和 8 年 12 月上旬
- (3) 新サイト公開日
公開予定日は令和 9 年 10 月 20 日とする。時間は協議のうえ、決定する。
- (4) 構築スケジュール
職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールリングを含め、最適な方法を提案すること。
構築に関しては契約後、おおむね 10 カ月程度を想定することとし、令和 8 年 12 月上旬からリニューアル業務を開始する。令和 9 年 10 月 20 日に公開することを前提としたスケジュール表を作成し、紙面で提示すること。
なお、詳細は当町と受託事業者が別途協議して決定する。ただし、公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

1.5 履行場所

庁舎内において作業を行う場合は、場所の使用に係る一切の事項について町側の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

1.6 対象サイト

1.6.1 当町ホームページ(<https://www.town.oirase.aomori.jp/>)配下のページ

(1) 以下のサイトは対象外とし、新ホームページからのリンクの管理のみとする。

- ・おいらせ町図書館(<https://momo-oirase.jp/>)
- ・おいらせ町エンディングノート
(https://www.scinex.co.jp/wagamachi/loco/02412_mirainote/dl_pc.html)
- ・移住ポータルサイト(<https://oirase-iju.com/>)
- ・おいらせ町社会福祉協議会(<https://oirase-shakyo.jp/>)

※原則として「<https://www.town.oirase.aomori.jp/>」以外の別ドメイン(サブドメインを含む)は、対象外とする。

(2) 携帯電話用ページは、移行対象としない。

1.7 移行対象ページ数

移行対象ページ数は 1,000～1,200 ページ程度を想定。

2. システム動作環境要件

以下の各要件に関して、金額も含めてバランスの取れた企画を提案すること。求める要件は次のとおりであるが、これを超えるより良い提案がある場合は、その提案を妨げない。

また、見積書にも可能な限り明細を記載すること。

2.1 ホームページの稼働に関する要件

- (1) 24 時間 365 日の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、サービス停止から 6 時間以内に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- (2) セキュリティパッチの適用など、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。
- (3) サービスの停止が年に数回ある場合や、長時間の停止がある場合などは、賠償を求めることもあるため、十分留意すること。
- (4) 災害時でも問題なくアクセスできるよう、ネットワークの冗長化を図るとともに、負荷に耐えられるだけのスペック上の余裕を確保すること。

2.2 動作環境に関する要件

2.2.1 データセンター要件、サーバ環境要件

- (1) インターネットクラウドサービスの環境は提案に委ねるが、別表 データセンター機能要件一覧の内容は必須要件とし、満たしていること。
- (2) CMS 環境と公開環境、テスト環境の 3 つを用意すること。
- (3) 自治体情報セキュリティクラウドへの対応を実施すること。
- (4) セキュリティパッチの適用など、サーバの管理・運用は受託者で行うこと。
- (5) リニューアル後5年間の運用に耐えうる十分な容量を確保すること。

2.2.2 ウイルス対策の実施

サーバには、有償のウイルス対策を実施すること。

2.2.3 SSL サーバ証明書の導入設定

サーバには、有償の SSL サーバ証明書を導入し、常時 SSL 化対応を実施すること。

2.3 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制などを具体的に示すこと。
- (2) 稼働に必要な、すべてのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

2.4 ネットワークに関する要件

- (1) 当町のネットワークとの接続やアドレス規制などに関して、当町と十分に協議のうえ、設計すること。

2.5 セキュリティ対策に関する要件

- (1) 外部からの攻撃や不正アクセス、内部からの不正操作を防止するため、IP制限の実施など十分なセキュリティ対策を講じ、その効果が低下しないよう保守業務を行うこと。
- (2) 職員を任意にグループ分けでき、グループごとに利用可能な機能を制限できるなど、システムへのアクセス権限設定、およびユーザー管理設定が柔軟にできること。
- (3) 職員をユーザーID とパスワードなどで本人認証できる仕組みを備えること。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。コンテンツ情報書き換えなどのログ情報を保存すること。
- (4) バックアップを毎日保存し、以前の状態に復元できるようにしておくこと。
- (5) WAF の機能を有すること。または、自治体情報セキュリティクラウドの WAF 機能を利用するよう、ネットワーク構築を行うこと。

2.6 CMS の稼働に関する要件

ホームページと CMS が別に稼働する場合は、CMS 側も可能な限り、24 時間 365 日の稼働が望ましい。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、事前周知をするなどの対応をすること。

CDN の機能を有すること。もしくは、自治体情報セキュリティクラウドの CDN 機能を利用するようネットワーク構築を行うこと。

2.7 その他の要件

- (1) データバックアップやアクセス解析など、必要と思われる保守要件を可能な限り具体的に提案すること。
- (2) 障害の際は、24 時間 365 日、受託者から能動的に連絡し、対応すること。
- (3) 外字は使用しないこと。また、想定されるアクセス環境(デバイス、ブラウザなど)で、文字コードに起因する文字化けを起こさないこと。

3. 構築に関する基本要件

3.1 開発要件

3.1.1 テスト環境

受託業者においてテスト環境を用意すること。

3.1.2 稼働テスト

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、総合試験内容などについては当町と協議のうえ、決定する。

3.2 システムの基本要件

3.2.1 CMS について

- (1) 導入する CMS は、過去5年以内に市区町村、国、都道府県などの自治体(以下、「市区町村など」という。)で稼働実績を有するものであること。
- (2) OS は Microsoft Windows、Linux など、一般的に利用されているものとする。
- (3) 運用に関する問い合わせ窓口、障害受付窓口を用意すること。
- (4) システムのバージョンアップや機能の追加などに対応できる拡張性を持たせること。
- (5) 機能に関しては、別紙の CMS 機能要件確認書の要件を満たすこと。

3.2.2 ウェブコンテンツの形成

- (1) 原則として、生成されるコンテンツは、すべて静的なものとする。ただし、イベントカレンダーやアンケートなど、必要に応じて動的に生成されることが最適なものを提案する場合

は、別途当町と協議のうえ、決定する。動的コンテンツを搭載する際には、SQL インジェクションへの対応などを併せて行うこと。

- (2) 閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザにてレイアウトが崩れないように生成されること。

＜パソコン向け＞

・Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari の最新版

＜スマートフォン向け＞

・iPhone(iOS) および Android(AndroidOS) の標準ブラウザ

- (3) 多言語対応(UTF-8)していること。

- (4) 複数の音声読み上げソフトに対応できるよう、作成されたコンテンツのソースはアクセシビリティに配慮した順番で記述されること。

3.2.3 クライアント環境

クライアント PC からブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。

なお、職員のクライアント PC は、OS が Windows11、ブラウザが Microsoft Edge、Google Chrome、及び仮想ブラウザシステムサービスで動作する Linux 版 Firefox と Google Chrome のいずれでも利用が可能であり職員が作成・更新・管理業務が行えること。

加えて、OS などについてバージョンアップや仕様変更が想定されることから、バージョンアップ後も問題なく作成・更新・管理業務が行えること。

3.2.4 CMS サーバへの接続

クライアント PC からCMS サーバへの接続は、ブラウザを通して ID、パスワード認証にてログインを行うこと。なお、ID、パスワードは各課・係に作成者用・承認者用を任意の数付与でき、上限は設けないこと。

3.2.5 CMS 利用者

CMS のユーザーは次の数を想定する。また、CMS の同時ログインユーザー数が 150 人に達する場合でも、作業が滞ることのないような、良好なレスポンスを実現すること。

区分	ユーザー数	業務内容
作成者	100 人程度	自所属(係単位)のコンテンツの作成・更新・削除を行う権限を有する。
承認者	16 人程度	作成者が作成・更新したコンテンツの内容を、確認・更新する権限を有する。
サイト管理者	1～4人程度	各課が作成・更新したコンテンツの最終承認権限、全コンテンツの編集権限、カテゴリ管理などのサイト全体の管理権限を有する。

3.2.6 ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。なお町のライセンス数は30とし、委託先のライセンス数は含まないものとする。

3.3 システムの機能要件

3.3.1 導入実績

過去 5 年以内に、市区町村などにおいて稼働実績があり、現在も稼働していること。

3.3.2 機能要件

CMS の機能要件は別紙 CMS 機能要件確認書に示す。

なお、CMS 機能要件確認書に記載している内容のうち、【必須】の項目については必ず条件を満たすこと。満たせない項目がある場合は、参加資格を有さないものとする。

また、【推奨】とされている項目については、必ず満たさなければならないものではないが、審査の対象とし、満たせない項目がある場合は加点の対象としない。同項目について要件を満たす提案を行った場合は提案費用内で必ず履行すること。

3.3.3 CMS 導入・設定

CMS のユーザー情報、所属の基本情報について、委託先で CMS へ初期設定するデータを、当町より委託先へ提供する。CMS のユーザー情報、所属の基本情報、カテゴリ情報などについて、委託先にて CMS へ初期設定（マスター登録作業）を行うこと。なお、カテゴリは、委託先が提出した「新カテゴリ案」を基に、打ち合わせのうえで決定したものを登録すること。

CMS を稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。

3.4 アクセシビリティ対応

3.4.1 目標とする達成基準

- (1) JIS X 8341-3:2016 に準拠し、ホームページ全体が「適合レベル A、AA」を満たし、可能な限り「適合レベル AAA」を満たすこと。
- (2) アクセシビリティの評価は、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた試験を行うこと。また、ホームページ公開後、同試験結果を公開すること。

3.4.2 対応実績

過去 5 年以内に、市区町村などのホームページに対して、JIS X 8341-3:2016 の「適合レベル A、AA」に準拠した実績があること。

上記については、過去に当町ホームページの構築業務を履行した実績があれば、省略することとする。

3.4.3 アクセシビリティガイドライン作成

当町と協議のうえ、職員誰もが利用できるように平易な言葉を用いたアクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。

3.5 コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名、担当課などの一覧情報は当町にて決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツなどについて、当町に最適と思われるコンサルティング(またはアドバイス)を行うこと。

- (1) 現行サイトの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) アクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) サイト運用に関するコンサルティングを行うこと。

3.6 サイト設計

閲覧者が目的のコンテンツを即座に探し出せることを重要視しており、現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、最適と考えるサイト設計を行うこと。

また、サイト設計案の提示については、サイト設計の基本的な考え方や提案するサイト構成の利点・アピールポイントなどを「企画提案書」に具体的に示すこと。

- (1) 閲覧者にとっての使いやすさを最優先し、カテゴリを見ただけでコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるよう設計を行うこと。
- (2) 主要な情報、または複数のカテゴリに関するコンテンツページについては、トップページやメニューページ、記事ページなどから複数の導線でアクセスできるように設計すること。
- (3) パソコン版及びスマートフォン版のサイト設計を行うこと。なお、スマートフォン版サイトは、閲覧者の利用場面を想定し、操作性、視認性が確保できる設計を行い、原則としてレスポンシブウェブデザインとすること。
- (4) メニューなど、新ホームページで必要なページを新規作成すること。

3.6.1 情報分類設計

現行サイトの課題改善に有効な情報の分類案を提案すること。

提案に際しては、情報分類で解決できるものを抽出し、これを解決できる具体的なカテゴリ案を提案すること。提出物としての「新カテゴリ案」は、該当するカテゴリが存在しないといったことのないように網羅性を担保すること。

3.7 新規コンテンツの作成

現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、町の魅力をPRするのに効果的な企画ページを作成すること。

3.8 デザイン作成

現行サイトの課題やリニューアルの基本理念・基本方針などを勘案し、トップページ、メニューページ、記事ページについて、最適と考えるデザインを作成すること。

また、サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

3.8.1 トップページ

あらゆる閲覧者に共通する情報検索方法は、キーワードによる検索と考えている。閲覧者にとってのユニバーサルデザインをベースにし、「見やすい、分かりやすい、検索しやすい」デザインとすること。なお、デザイン詳細は打ち合わせのうえ決定する。

- (1) 極力シンプルながらも分かりやすく、ユーザーが情報を収集しやすい構成でのデザインとすること。
- (2) ある程度の HTML などの知識があるサイト管理者であれば、デザインの軽微な変更を容易に行うことが可能であること。ただし、デザインが崩れるなどのリスクを想定したうえで、当該機能の実装を行っていない設計方式の場合は、受託者の運用保守にて対応可能であること。
- (3) 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、災害専用トップページを作成すること。また、切替が容易であること。

3.8.2 基本デザイン

上記にて決定したトップページのデザインに合わせた所属トップページ、本文用のテンプレート、スタイルデザインを作成すること。

- (1) サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映できること。
- (2) 必要なテンプレートは新規作成すること。
- (3) ある程度の HTML などの知識があるサイト管理者であれば、テンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。また、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。
- (4) 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、ローカルナビゲーション(階層リンク)、パンくずリスト、各課の連絡先などを必ず配置できること。
- (5) A4 縦型でプリントした際に、文字や画像が切れることがないようにすること。

3.9 外部ASP の導入

アクセス解析、サイト内検索、外国語自動翻訳などのASP サービスを導入し、各テンプレートへの埋め込み作業などを行うこと。なお、CMSの機能で代用できる場合は、外部 ASP の導入を必要としない。

3.9.1 アクセス分析

アクセス管理者がアクセスログを簡単に分析できる機能を有すること。

3.9.2 サイト内検索

閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

- (1) 閲覧者側にてフリーワードでの検索ができること。
- (2) CMS の機能でなく、フリーの検索エンジンの利用も可とするが、広告表示などの不要な情報が出るもの、テンプレート内に表示できないものは不可とする。
- (3) 今回の統合対象ではないが、当町ホームページとは異なる環境で動いているおいらせ町関連サイトの検索も同様にできること。

3.9.3 外国語翻訳

外国語翻訳については以下の補足要件も含めること。

- (1) ASP サービスなどにより外国語に自動翻訳される仕組みを導入すること。なお、対象はすべてのページとし、ページ数を限定しないこと。
- (2) 対象言語は英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語とする。
- (3) 他の自治体において、すでに導入されているサービスであること。

4. データ移行に関する要件

4.1 移行対象

移行対象は「1. 7移行対象ページ数」で示すとおり 1,000～1,200 ページ程度を想定しており、費用見積については、同ページ数で作成すること。

4.2 移行の基本要件

職員のシステムへの習熟、および移行費用の削減を考慮し、研修プログラムのスケジューリングを含め、データ移行について最適な方法を提案すること。また、移行作業における各担当課へのサポート体制についても提案すること。

4.2.1 移行計画

スケジュール、町および受託業者の役割分担、完了時の検証方法など、全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成すること。

4.2.2 移行要件の検討

移行時の作業手順や、アクセシビリティ・ユーザビリティ対応に考慮した移行ページの品質改善を全ページ実施すること。

4.2.3 移行管理表の作成

移行する全ページを対象として、新しく掲載するカテゴリや所管する所属情報などの属性情報を記した移行管理表(Excel 形式の一覧)を作成すること。

4.2.4 移行の実施

- (1) 移行後のデータは、職員が CMS を用いて修正、公開、削除が行える状態にすること。
- (2) 移行期間中に発生した差分についても可能な限り支援すること。

4.2.5 移行対象データの提供

移行対象データはすべて当町より提供する。

4.3 移行後の検証

- (1) 移行作業後のページは「3.4アクセシビリティ対応」のチェックを満たすとともに「3.2.2 ウェブコンテンツの形成」で示す各ブラウザで適切に表示されるかを確認すること。
- (2) 当町の検証において不備が発覚した場合は、受託業者にて修正対応を行うこと。

5. 職員支援に関する要件

5.1 アクセシビリティガイドラインの作成

当町と協議のうえ、アクセシビリティ配慮の重要性や具体的な対応方法を記したアクセシビリティガイドラインを作成すること。

また、ガイドラインは、イラストや写真を用いて分かりやすく作成し、アクセシビリティについての知識がなくても理解できるように平易な用語を用いること。

5.2 CMS 操作マニュアルの作成

各マニュアルは、CMS パッケージに標準で付属するものではなく、当町における運用の事情や要望を反映して作成し、当町の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。また、日常的にヘルプデスクや動画マニュアルの作成などで操作に不慣れな職員でもページを円滑に作業ができるようにすること。

5.2.1 作成者、および承認者向けマニュアル

- (1) 作成者向け・承認者向けのマニュアルをそれぞれ作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

5.2.2 サイト管理者向けマニュアル

- (1) サイト管理者がシステムを運用するためのマニュアルを作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

5.3 CMS 操作研修会の実施

職員が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、以下のとおり CMS 操作研修会を行うこと。

5.3.1 操作説明・研修会

職員がシステムの操作方法を習熟できるよう、実際に CMS を操作しながら学習する形式の研修会を実施すること。

対象	人数	時間・回数	主な内容
作成者	100 人程度	2 時間程度×2回 (1 回 50 人)	・システムの説明 ・ページ作成方法 ・ページ作成から公開までの流れ ・アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明 ・質疑応答 など
承認者	16 人程度	2 時間程度×1回	・システムの説明 ・ページ作成から公開までの流れ ・ページの承認方法 ・アクセシビリティ の基礎知識やガイドラインの説明 ・質疑応答など
サイト 管理者 (ホームページ管理 主管課)	1～4 人程度	3 時間程度×1回	・システムの説明 ・各種管理機能の説明 ・テンプレートの修正方法 ・質疑応答など

5.3.2 研修用資料

研修会用マニュアル、および研修会に必要な資料の作成を行い、電子データにて納品すること。

5.3.3 研修環境

研修会場、研修会用資料の印刷、研修用パソコン、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、別途当町が用意する。ただし、研修時にアクセスするサーバの環境設定などは受託業者が行うこと。

6. サービス提供に関する要件

6.1 保守要件

業務委託開始日から年度末まで(令和 9 年 11 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)の保守・運用作業は、本業務とは別契約とする。なお、令和 9 年度以降の運用・保守については、単年度ごとに受託業者と別途契約するものとし、保守費用も算出すること。なお、算出にあたっては令和13年度までの5年間に係る保守・運用支援業務委託費用を算出し、提出した金額については、制度改正、仕様変更、その他発注者が認める正当な理由がある場合を除き、増額を認めない。保守業務の内容は、以下を想定している。

6.1.1 保守業務内容

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) システム、およびシステムの稼働に伴い、継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供(保守費用も含む)、管理を行うこと。
- (3) 使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、当町と協議のうえ、提供、および適用作業を行うこと。
- (4) ソフトウェアやコンテンツなどに脆弱性が発見された場合は、パッチを適用するなどのセキュリティ対策を行うこと。
なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。
- (5) SSL サーバ証明書の更新作業を行うこと。
- (6) 現行サイトの改善提案を適宜実施すること。
- (7) 月次アクセス解析レポートを提出すること。

6.1.2 障害管理

- (1) 障害への対応について、24 時間 365 日対応すること。
- (2) 障害への対応については、当町と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応、およびデータの復旧作業をただちに行うこと。
- (3) 障害を発見した場合、迅速に当町担当者に連絡するとともに、当町が障害を発見した場

合は、電話及びメールでの問い合わせに対応すること。

- (4) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないようは是正措置・予防措置を講じること。
- (5) 当町からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口はシステム、アプリケーションなどを含めて 1 つとすること。

6.1.3 運用支援

ヘルプデスクを設置し、当町総務課からの導入後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせにメール及び電話で直接操作について対応すること。なお、対応時間は原則閉庁日を除く月～金曜日の 9 時～17 時とする。

受託者はシステム所管課職員及び各課担当職員が、電話で問い合わせを行うための連絡窓口を提示すること。対応日時は操作説明・研修会終了日の次の営業日から1か月の間までの閉庁日を除く 9 時から 17 時(正午から 13 時の間は除く)とし、この間に常時対応ができること。

受託者はメール及び電話で問い合わせを受け付け、回答する。(本件について、費用が発生する場合は構築費に含めることとする)

7. 納品

7.1 成果物の納品

以下の成果物を電子データおよび印刷物(各 2 部)で納品すること。

CMS に係るソフトウェア及び当町サイト用設定情報など一式

1. スケジュール表
2. サイト設計書
3. 議事録(要検討項目管理、課題管理)
4. データ移行計画書
5. データ移行報告書
6. アクセシビリティ試験結果
7. クロスブラウザ試験結果
8. アクセシビリティガイドライン
9. サイト管理者向けマニュアル
10. 作成者、および承認者向けマニュアル
11. 研修会用マニュアル
12. 各特設サイト別更新マニュアル
13. デザインに使用した画像データ一式(当該データを利用して、当町が新たな画像を作成することを承諾すること。)
14. その他本システムを理解するために発注者にとって有用な書類

8. その他留意事項

8.1 機密保護

本委託業務に従事するすべての者は、「おいらせ町情報セキュリティポリシー」を遵守すること。当町が個人情報・秘密と指定した事項、および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

個人情報の取り扱いなどについては、「おいらせ町個人情報保護条例」を遵守すること。

8.2 打ち合わせ、および連絡調整

仕様の確認などを行うため、本業務の履行期間内は概ね 1 カ月ごとに当町にて打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に1回以上行うこと。

8.3 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を当町に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

8.4 契約不適合責任

(1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引き渡し、不足分の引き渡しによる履行の追完、またはこれに代えて、もしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(2) 前(1)の場合において、引き渡しを受けた日から 1 年以内で、その間に当町が不適合を知った時から1年以内に、その旨を受託者に通知したときは、同項の請求をすることができる。

ただし、受託者が引き渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(3) 前(1)の場合において、当町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当町は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア. 履行の追完が不能であるとき。

イ. 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ. この契約の目的物の性質、または当事者の意思表示により、特定の日時、または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ. 上記のほか、当町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8.5 権利の帰属

サイト作成に関する一切の著作権は当町に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMS などのパッケージは含まない。

8.6 追加提案

本業務の仕様は、現在当町が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

8.7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は当町と協議を行うこと。